

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

官報

号外

令和二年四月二十七日

○第二百一回 衆議院会議録 第二十一号

令和二年四月二十七日(月曜日)

議事日程 第十四号

令和二年四月二十七日

午後一時開議

一 国務大臣の演説

○本日の会議に付した案件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

麻生財務大臣の財政についての演説及びこれに対する質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○福田達夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程に先立ち追加されました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(大島理森君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 高木毅君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本身末尾に掲載〕

〔高木毅君登壇〕

○高木毅君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、本年五月一日から令和三年四月三十日までの間、国会法第三十五条の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員の歳費の月額を、歳費法第一条に規定する歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

国務大臣の演説

○議長(大島理森君) 財務大臣から財政について発言を求められております。これを許します。財務大臣麻生太郎君。

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 先に閣議決定をいたしました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、今般、令和二年度補正予算を提出することといたしております。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の概要について御説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響をもたらしておりますのは御存じのとおりです。先行きにつきましては、感染症拡大の収束が見通せるまでは、極めて厳しい状態が続くと見込まれております。

こうした認識に立ち、安心と成長の未来を拓く総合経済対策に加えて、新たに補正予算案を編成し、前例にとらわれることなく、財政、金融、税制といったあらゆる政策手段を総動員することとし、財政支出四十八兆円、事業規模百十七兆円の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定いたしました。

具体的には、第一に、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間、緊急支援フェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の創設等により、感染拡大防止策と医療提供体制の整備を進め、事態の早期収束に強力に取り組ま

令和二年四月二十七日 衆議院会議録第二十一号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 麻生財務大臣の財政についての演説

す。また、雇用調整助成金の特例措置の拡大やそれまでにない強力な資金繰り支援、さらには、中小・小規模事業者等や全国全ての方々に対する新たな給付金制度の創設等により、雇用と事業と生活を守り抜いてまいります。

第二に、収束後の反転攻勢に向けたV字回復フェーズにおいて、観光・運輸、飲食、イベント等大幅に落ち込んだ消費の喚起のため、官民を挙げたキャンペーンとして大規模な支援策を講ずるとともに、デジタル化、リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢政策を講じてまいります。

次に、緊急経済対策の実行等のため今国会に提出をいたしております令和二年度補正予算の概要について申し上げます。

一般会計につきましては、総額約二十五兆六千九百億円の歳出追加を行うことといたしております。その内容としては、緊急経済対策に基づき、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発に係る経費に約一兆八千五百億円、雇用の維持と事業の継続に係る経費に約十九兆四千九百億円、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復に係る経費に約一兆八千五百億円、強靱な経済構造の構築に係る経費に約九千二百億円、今後への備えとして、新型コロナウイルス感染症対策予備費を一兆五千億円計上するとともに、国債整理基金特別会計への繰入として約一千三百億円を計上いたしております。

この財源につきましては、建設公債を二兆三千三百億円、特例公債を約二十三兆三千六百億円発行することといたしております。

この結果、令和二年度一般会計補正後予算の総額は、一般会計当初予算に対して歳入歳出ともに約二十五兆六千九百億円増加し、約百二十八兆三千五百億円となります。

また、特別会計予算等につきましても、所要の補正を行っております。

財政投融资計画につきましては、緊急経済対策を踏まえ、事業の継続を強力に支援すべく、中小・小規模事業者や中堅企業、大企業の資金繰り対策等に万全を期すため、約十兆一千九百億円を追加いたしております。

以上、令和二年度補正予算の概要について御説明を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)

国務大臣の演説に対する質疑
○議長(大島理森君) これより国務大臣の演説に対する質疑に入ります。馬淵澄夫君。

〔馬淵澄夫君登壇〕
○馬淵澄夫君 馬淵澄夫です。

私は、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムを代表して、補正予算案についての財政演説に対し、質問をいたします。(拍手)

総理、国民の命を守る決意はありますか。国民に寄り添う気持ちをお持ちですか。

株価は将来への期待を映し出す鏡です。日経平均株価は、昨年末の二万三千六百五十六円から三月十九日には一万六千五百五十二円と急落し、今も乱高下が続いています。これは、まさに日本経済の先行きへの不安のあらわれです。

先日発表されたIMFの世界経済見通しでも、ことしの日本のGDP予測はマイナス五・二%、リーマン・ショックの翌年に並ぶマイナスの成長予測です。世界経済全体も三・〇%のマイナス予測で、IMFトップのゲオルギエバ事務理事が、大恐慌以来の経済の悪化と述べています。

果たして日本経済はどうなってしまうのか、現状の経済認識について、総理の見解を伺います。

二月二十九日、総理は会見でこう大見えを切りました。あらゆる可能性を想定し、国民生活への影響を最小とするために、立法措置を早急に進めてまいります。

しかし、あらゆる可能性が想定されてきたとは思えない、総理の場当たり的対応が続いていると思います。

そもそも、一月二十四日、総理は、多くの中国の皆様が訪日されることを楽しみにしていますと中国向けにメッセージを発信しました。その前日、一月二十三日は武漢で都市封鎖が行われた日であり、既に世界じゅうから感染拡大が危惧されている真ただ中でした。また、二月初めから多

くの国々が中国全土からの渡航制限を設ける一方、日本政府は三月五日の習近平主席の訪日延期決定までそれを行いませんでした。

渡航制限が一月月もおくれたのはなぜでしょうか。また、一月二十四日時点で、今日のこの事態は想定されていたのでしょうか。総理に説明を求めます。

その後も、唐突過ぎる学校の休校要請、三月の三連休前のもう安全だと言わんばかりの卒業式敢行発言、それから、大胆な経済的救済の期待を高めたあげくのマスク二枚配布については、カビや不良品が大量に見えられ、配布が一時停止になるなど、総理の場当たり的な対応は枚挙にいとまがありません。

突然発表され、二転三転する施策の数々、そしてそれに日常生活が振り回されることの連続に、国民は驚き、あきれ果てています。そこには、あらゆる可能性を想定している姿は全く見えません。

きわめつけは、おくれにおくれた緊急事態宣言です。都市部の知事や医師会からの発令すべきとの切実な声とは裏腹に、総理は、ぎりぎりでの踏みとどまっていると繰り返すのみ。ようやく発令された四月七日には、一日の感染者数が三百人を大きく超える状況となりました。

そして、今、三週間が過ぎようとしています。が、人と人との接触八割減には遠く及びません。感染者は増加の一途です。要請だけでは限界が生じているのです。

ドイツのメルケル首相は、自由を制限された東ドイツで育った経験を踏まえ、自由がいかに得がたく、とうとう、不可欠なものかを述べ、次のように決意を語りました。

旅行及び移動の自由が苦勞してかち取った権利であるという私のような者にとつては、このような制限は絶対的に必要な場合のみ正当化されるものです。そうしたことは、民主主義社会において、決して軽々しく、一時的であつても、決められるべきではありません。しかし、それは、今、命を救うために不可欠なのです。

国民の命を救うためのこのような決死の姿勢、それが総理にありますか。人と人との接触八割減をどのように実現するのですか。

全国の知事会は、大型連休の国道の通行規制を政府に求めています。移動の自由の制約について、緊急的な立法による対処も含めた、単なる要請にとどまらない措置をとる考えはお持ちでしょうか。

世界じゅうで、こうした厳しい制約の中、緊急事態宣言が次々と延長されています。我が国でも延長はあるのか、延長がある場合、期間はどの程度が想定されるのか、また、その判断をいつまでに行うのか、総理、明確にお答えください。

国民への現金給付は喫緊の課題です。

個人への支援としての一千万円の定額給付金は、三月十八日に国民民主党から提言され、四月二日には野党共同会派が政府・与党に強く申入れ

をしたにもかかわらず、総理は否定し続けました。

ところが、補正予算提出の迫る四月十六日に、突如として給付の指示を出されました。

翌日の厚労委員会で、総理はその理由を、おとこの夜とよきのうの朝、その説明を受けたと述べています。しかし、国民の死活問題ですらある給付金です。あらゆる可能性を標榜しながら、スビーディーな給付についての検討が抜け落ちていたのだとしたら、これは重大な過失です。そもそも、一晩で覆る困窮世帯への三千万円案と、それに固執した政権の姿勢は何だったんでしょうか。

総理、いつ国民のもとに申請用紙が届き、申請からどの程度で現金が振り込まれるのですか。また、危機が長引いた場合、さらなる追加給付の可能性はあるのでしょうか。お答えください。

事業者への支援はまだ不足です。今回、事業収入が前年同月比五〇％以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限二百万円、個人事業主は上限百万円の範囲内で減少額が給付されます。しかし、この自粛で負った経済的ダメージは長引くことが必至で、支給要件、上限額ともにさらなる緩和が必要で、該当予算を大幅に増額すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

医療への対応のおくれも深刻です。適切な治療を受け、感染拡大を防ぐために必要なPCR検査の体制が必要に迫いつかず、検査を保健所に断られる例が続出しています。全国の検

査数の直近の推移と、今後、いつまでに、どの程度検査数をふやすのか、総理の見解を伺います。

医療機関への受診ができて重症化する例も見られます。厚労省は、風邪の症状や三十七・五度以上の発熱が四日以上続いている場合を目安に帰国者・接触者相談センターに御相談くださいとしています。これを直視する考えはありますか。総理に伺います。

また、今回、サージカルマスク二億七千万枚などを購入するとしていますが、全国で月に四、五億枚が必要であるとする日本医師会の試算には遠く及びません。マスク等の資材調達をどのようにふやすか、購入先も含めて具体的な説明を総理に求めます。

使い捨てマスクを使い回して治療を続けるなど疲弊している医療の現場で、院内感染を防止し、安心して治療に当たっていただくためには、資材の供給に加え、医療従事者への危険手当やPCR検査器等の医療機器、病床の確保を含めた整備をより手厚く行うべきです。緊急包括支援交付金として計上されている一千四百九十億円を全額国費負担とした上で、大幅に増額すべきと考えます。総理の見解を伺います。

地方創生臨時交付金として一兆円が計上されていますが、この交付金が、自治体が休業要請した事業者への補償金として使えるのか、使えないとすれば、補償を行わないのか、それで廃業する事業者が出ておやむを得ないのか、総理に伺います。

す。

その上で、家賃補助、介護施設への給付、保育や学童の支援など独自に緊急的な支援を行えるよう自治体の裁量権を高めるとともに、五兆円へと大幅増額すべきと考えますが、総理の見解を求めます。

自治体ごとの財政力の差も問題です。休業要請に対する協力金の支払い額などで、自治体間に大きな格差が生じ得るおそれがあることについて、総理の見解を伺います。

雇用調整助成金については、書類が多く、手続が煩雑という声が上がっています。まず、これを半減すべきです。助成率は中小企業については負担を減らせるよう一〇〇％とし、一日一人当たり上限八千三百三十円の支給額も上乗せを図るべきと考えますが、総理の見解を伺います。

そして、失業はしていないものの、一時的に休業を余儀なくされ、生活に困っている方々への支援として、雇用保険の特例措置としての、みなし失業保険制度の適用を検討すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

また、営業自粛や売上げ低下で家賃を払えず、事業の継続が危ぶまれる事業者についても、国による賃料債務の代位弁済や一定期間猶予等の制度の整備が必要と考えますが、総理の見解を伺います。

学生団体の調査で、約六割の大学生、短大生らが、アルバイト収入が減少若しくはゼロになった

令和二年四月二十七日 衆議院会議録第二十一号 国務大臣の演説に対する馬淵澄夫君の質疑

と回答しています。親の収入減を訴える学生も約四割に上り、大学生等の十三人に一人が退学の検討を始めたと回答しています。経済的苦境に立つ学生への授業料減免措置などの支援について、総理の見解を伺います。

確実に予想される中長期的な景気の悪化に対し、税にも切り込むべきです。

そもそも、昨年十月の消費増税の影響で、十から十二月の実質GDP成長率はマイナス七・一％と大きく落ち込みました。

総理や麻生大臣は、景気について、二月の予算委員会では、内需を中心に緩やかに回復している、旨答弁するなど、事態の悪化を認めませんでした。つまり、既に政府の経済政策は誤り、失敗していた、そこに更にコロナの悪影響がのしかかってきているのです。

リーマン・ショックを上回る経済苦境が生じつつある今、聖域を設けず、国民の生活を守るためにはどんなことでもやるという意気込みで、二次補正を含めたさらなる積極財政支出を行い、それと同時に、所得税、法人税、消費税といった基幹税も含めた税の見直し議論を始めるべきです。総理の見解を伺います。

この二カ月で私たちの暮らしは一変しました、これは緊急事態宣言時に総理が語られた言葉ですが、仕事がなくなった、感染リスクがあっても休めない、収入が下がった、家賃が払えない、まさに日々働いて生活をするという日常が根底から覆されていく不安と国民が必死で闘っている、この

ことを本日に総理は理解されているでしょうか。長年私が教えを請うてきた、地元奈良の、第二十八世東大寺別当の森本公誠長老から、為政者の心構えを教えていただいたことがあります。

東大寺を建立した聖武天皇は、その治世の間、天変地異や地震、天然痘などの感染症の大流行など、数々の国難に遭遇しました。しかし、国を率いるリーダーとして、責めは我一人にあり、つまり、全ての民に降りかかる災厄はみずからの責任である、そう宣言し、ありとあらゆる手を尽くし、率先して民の救済に当たりました。

国家が隆盛かつ安泰であるためには、まず民を豊かにする必要があり、民を豊かにするには政の視点を民の経済に向けることだ、これが聖武天皇の一貫した治世哲学でした。

そして、その妻である光明皇后も、同様に、私財を投じて病人や孤児の救済に当たり、みずからも治療の先頭に立つたと言われています。

翻って、総理、あなた方はどうでしょうか。国民の思いに心を寄せることができますか。総理の言葉が、命を守る決意として国民の胸に届いているでしょうか。

この国難の中、私たちは改めて心をついにしなければならぬ。しかし、総理が、その中心に立ちながらも責任逃れの場当たりの対応を繰り返す為政者であるならば、その職責から去っていただく以外にないということを最後に強く申し上げます。私の質問とさせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣安倍晋三君 馬淵議員の御質問にお答えいたします。

現状の経済認識についてお尋ねがありました。新型コロナウイルスの感染症により、世界全体で経済活動が縮小し、我が国の景気も急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。また、先行きについても、こうした厳しい状況が続くものと見込まれます。

こうした中、今般取りまとめた緊急経済対策は、国民の命と健康と生活を守り抜くことを最優先として策定したものであり、また、GDPの二割を上回る世界的にも最大規模の対策は、経済の下支えにも大きく資するものと考えています。

中国からの入国制限の時期等についてお尋ねがありました。

中国を始め諸外国における感染拡大の状況が時々刻々と変化する中、それに応じて我が国は機動的な水際対策をこれまで講じてきており、このことについては専門家からも一定の成果を上げてきたと評価されているところであります。

中国については、WHOのPHEICの宣言を受け、二月一日に感染の中心地である武漢市を含む湖北省を入国拒否の対象地域としたほか、十三日には浙江省を追加しています。また、三月に入り、入国者総数を抑制するため、検疫の強化や査証の効力停止といった措置を講じ、四月には中国全土を入国拒否の対象地域として指定したところ

です。

これらの措置は、感染者数や移動制限措置の有無等のさまざまな情報や知見に基づき総合的に判断して行ってきたものであり、そのタイミングは諸外国と比べて決して遅くはなかったと認識しています。

なお、御指摘の春節に伴うメッセージは、もともと在日華僑向けの中国紙から依頼があり、武漢市が封鎖される前に準備し寄稿したものが在中国日本大使館のホームページにアップされたものであり、湖北省を対象とした入国制限措置をとる前にホームページから削除しております。また、我が国の水際対策は、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に考え、実施してきており、入国制限の判断と習近平主席の訪日に関係はありません。

緊急的な立法措置及び緊急事態宣言の延長についてお尋ねがありました。

まず、人と人との接触については、二十二日の専門家会議において、国民の皆様の御協力により、都市部では、感染拡大前に比べて、平日でおおむね六割以上、休日ではおおむね七割以上減少している状況にあるとされたところです。他方で、接触機会の八割削減に向けては、より一層の国民の皆様が努力が必要な状況との指摘もいただいております。

この緊急事態をできるだけ早期に収束に向かわせるためには、今が非常に重要な時期であり、専

門家から示された十のポイントも参考にしながら、国民の皆様により一層の御協力をお願いするところであります。

また、御指摘の国道の通行規制等の私権の制限強化のための立法措置については、必要な事態が生ずる場合においては、当然、検討されるべきものと考えておりますが、この週末の動向を見ると、海辺などへの行楽地への移動の状況は、国民の皆様の御協力により、相当程度減少しているところと見えます。

緊急事態宣言の解除の可否については、専門家の皆様の提言もいただきながら判断していきたいと考えておりますが、まずは、何としても八割の接触機会の低減を実現するべく、政府としても、感染拡大防止に向けた取組を徹底してまいりたいと考えております。

個人への一律十万円給付と事業者支援についてお尋ねがありました。

国民の皆様への現金給付については、ヒアリングの結果も踏まえつつ、特に厳しい状況にある方々に支援を集中することとして検討を進めてまいりましたが、感染症の影響が長引き、全ての国民の皆様が厳しい状況に置かれており、長期戦も予想される中で、国民の皆様とともにこの難局を乗り越えていくため、全国全ての皆様を対象に、一律に一人当たり十万円の給付を行うことといたしました。もともと早くという御批判は、私自身の責任としてしっかりと受けとめなければならぬ

と考えております。

その上で、まずは、この補正予算成立後、前回よりも一日も早く現金を国民の皆様のお手元に届けられるよう、給付事務の工夫やマイナンバーカードを活用した申請手続のオンライン化など、実施に当たると自治体や関係機関の方々と協力し、政府を挙げて全力で取り組んでまいります。

また、事業者の皆様への支援については、まず、御指摘の持続化給付金によって、中堅・中小企業には二百万円、フリーランスを含む個人事業者には百万円を上限に、自粛要請等により休業を余儀なくされた方々を始め、売上げが大きく減少した事業者を業種にかかわらず幅広く支援していきます。

これに加えて、雇用調整助成金の拡充により休業手当の大半を国が肩がわりすることとし、延滞金なしの税や社会保険料の猶予による手元資金の確保、実質無利子無担保、最大五年間の元本返済不要の融資制度によって資金繰りに万全を期すなど、あらゆる手段を駆使して、困難に直面している事業者の皆様を支えることとしてまいります。

まずは、こうした施策を迅速かつ着実に実行に移してまいります。その先については、できる限り早期に収束できるよう全力を挙げることにおいて、事態の変化を十分注視しながら必要な対応をしっかりと行なってまいります。

新型コロナウイルス感染症の検査体制や医療提供体制の整備等についてお尋ねがありました。

PCR検査については、四月二十二日時点で、一日当たり一万五千件以上の検査能力を確保しており、検査件数はおおむね約八千件程度で推移しております。

政府としては、さらなる感染拡大に備え、検査体制を早急に一日二万件に増加させることとしております。

発熱四日以上を目安については、一律にこれを適用するのではなく、その方の状況を踏まえ、柔軟に判断していただくようお願いしているところでありますが、特に、高齢者や基礎疾患のある方が強いだるさや息苦しさがある場合は、すぐにでも相談すべき旨を周知しているところであります。

マスク等の防護具については、企業に増産や輸入拡大をお願いして供給量の確保に取り組んでおります。国において、国内外の企業から調達した防護具を医療機関に対して優先的に配布しています。

防護具は、サージカルマスクについては、既に五千八百万枚を都道府県に配布してきたところであり、今月中に更に千五百万枚を配布します。医療用ガウンなども感染者数の多い都道府県を中心に配布を開始していますが、今月中に、N95などの高性能マスク百五十万枚、医療用ガウン百三十万枚、フェースシールド百九十万枚を都道府県を通じて全国に配布し、特に物資不足に直面している医療機関には、国が直轄して直接お届け

する体制を構築しています。

医療体制の整備については、常に感染リスクに向き合う医療従事者の処遇改善に資するため、重症者治療への診療報酬を倍増するとともに、自治体における病床の確保やPCR検査機器の整備等を緊急包括支援交付金により支援することとしております。

また、緊急包括支援交付金による事業の実施に当たっては、地方創生臨時交付金の活用により、実質全額国費による対応も可能としているところと見えます。

各種の支援策についてお尋ねがありました。今回の感染症によって、現在、多くの事業者の皆様が、休業などで売上げがゼロになるような大変厳しい状況に置かれております。

そのため、今回の緊急経済対策においては、そのように休業を余儀なくされた事業者のみならず、大きな困難に直面している中小・小規模事業者の皆様に対して最大二百万円の現金給付を行うこととしております。

こうした現金給付を始め、今回の緊急経済対策では、ほとんどの事業が地方公共団体の財政負担を伴わない全額国費負担の事業となっており、そうした中でも、今回の地方創生臨時交付金については、リーマン・ショック時の臨時交付金と同じ規模となる一兆円の予算を確保したところと見えます。同時に、一兆円の予算が十二分に効果を発揮できるよう、御指摘のいわゆる協力金を含め、